

報告第 9 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 11 号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成 17 年 11 月 24 日議決）第 1 号及び第 2 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 3 日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 賠償する相手方 | 豊川市在住 70 代女性 |
| 2 | 事件の概要 | 市は、新城市 [REDACTED] の土地及び建物に係る固定資産税の納税通知について、誤って相続関係人ではない相手方へ送付し、相手方に相続放棄等の手続が必要であると誤認させた。市は誤りに気づき直ちに相手方へ謝罪及び説明を行ったが、相手方は既に相続放棄等の手続を司法書士へ委任していたことから、司法書士の業務の履行分について支払義務が生じた。 |
| 3 | 損害賠償額 | 3,400 円 |

報告第10号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第14号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月5日専決

新城市長 下 江 洋 行

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年6月3日 午後3時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市市場台3丁目地内 |
| 3 | 賠償する相手方 | 豊川市東豊町5丁目16番地 パオ151 1階
大東建託パートナーズ株式会社 豊川営業所
所長 高務 修一郎 |
| 4 | 事故の概要 | 市道杉山川田線の除草作業の現場の事前確認に当たり、乗車車両を停車させようと、現場の近隣にあり相手方が管理するアパートの駐車場内へ後退で進入したところ、駐車場内に設置されていた照明灯に車両を接触させ破損させた。 |
| 5 | 損害賠償額 | 46,106円 |

報告第 1 1 号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 1 3 号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日議決）第 3 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 3 1 日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	新城地域文化広場自家発電設備改修工事
2	工 事 場 所	新城市字下川 1 番地 1
3	変更前請負契約金額	1 1 0 , 8 1 4 , 0 0 0 円
4	変更後請負契約金額	1 1 6 , 1 7 9 , 8 0 0 円
5	今回変更による増額	5 , 3 6 5 , 8 0 0 円
6	契 約 の 相 手 方	名古屋市東区東桜二丁目 3 番 2 2 号 カシワギ電気株式会社 代表取締役 柏 太 輔

報告第 1 2 号

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

別紙

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

令和 5 年度健全化判断比率

標準財政規模 (千円)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
15,029,614	—	—	7.9	49.0

(参考)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.78	17.78	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

令和 5 年度資金不足比率

会計名	宅地造成事業 特別会計	病院事業会計	水道事業会計	工業用水道 事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

報告第 13 号

新城市土地開発基金の運用状況

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 5 項の規定により、令和 5 年度新城市土地開発基金の運用状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第14号

公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 15 号

有限会社つくで手作り村の経営状況

新城市法人の設立及び出資等に関する条例（平成 17 年新城市条例第 227 号）第 17 条の規定により、令和 5 年度有限会社つくで手作り村の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第16号

新城市土地開発公社の経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5年度新城市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年9月3日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第 17 号

令和 5 年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算報告書

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	庁内LAN 管理事業	4	8,855,000	0	8,500,000	355,000	0	8,855,000	0	7,000,000	1,765,780	89,220	0	0	1,500,000	△ 1,410,780	△ 89,220
			5	2,695,000	0	2,500,000	195,000	0	507,144	0	0	507,144	0	2,187,856	0	2,500,000	△ 312,144	0
			計	11,550,000	0	11,000,000	550,000	0	9,362,144	0	7,000,000	2,272,924	89,220	2,187,856	0	4,000,000	△ 1,722,924	△ 89,220
10 教育費	02 小学校費	小学校 管理事業	4	3,581,000	0	0	0	3,581,000	2,007,500	0	0	0	2,007,500	1,573,500	0	0	0	1,573,500
			5	8,307,000	0	0	0	8,307,000	5,011,765	0	0	0	5,011,765	3,295,235	0	0	0	3,295,235
			計	11,888,000	0	0	0	11,888,000	7,019,265	0	0	0	7,019,265	4,868,735	0	0	0	4,868,735
10 教育費	03 中学校費	中学校 管理事業	4	1,218,000	0	0	0	1,218,000	669,185	0	0	0	669,185	548,815	0	0	0	548,815
			5	5,353,000	0	0	0	5,353,000	3,011,250	0	0	0	3,011,250	2,341,750	0	0	0	2,341,750
			計	6,571,000	0	0	0	6,571,000	3,680,435	0	0	0	3,680,435	2,890,565	0	0	0	2,890,565

第 8 2 号議案

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 1 2 号

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 5 号）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 2 9 日専決

新城市長 下 江 洋 行

第 8 3 号議案

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第 1 5 号

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 6 号）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 9 日専決

新城市長 下 江 洋 行

第 8 4 号議案

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市営バスの設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧	
(路線定期運行)		
第 6 条 路線定期運行の運行路線は、次のとおりとする。		
路線名	起点	終点
布里線	新城市玖老勢字追分下 1 2 番地 3	新城市愛郷字川元 8 番地 1
秋葉七滝線の項 (略)		
長篠山吉田線	新城市長篠字仲野 1 6 番地 1 1	新城市長篠字仲野 1 6 番地 1 1
守義線及び塩瀬線の項 (略)		
鳳来寺山もつくる 新城線	新城市八束穂字大花ガラ 2 8 0 番 地 3	新城市門谷字鳳来寺 7 番地 2 7
2 (略)		
(区域運行)		
第 7 条 区域運行の路線名及び運行区域は、次のとおりとする。		
路線名	運行区域	
つくであしがる線	作手地区の区域(市長が別に定める区域を含む。)	

(路線定期運行)		
第 6 条 路線定期運行の運行路線は、次のとおりとする。		
路線名	起点	終点
布里田峯線	新城市玖老勢字追分下 1 2 番地 3	新城市愛郷字川元 8 番地 1
秋葉七滝線の項 (略)		
長篠山吉田線	新城市長篠字下り茂 5 8 番地 4	新城市長篠字下り茂 5 8 番地 4
守義線及び塩瀬線の項 (略)		
湯谷温泉もつくる 新城線	新城市八束穂字大花ガラ 2 8 0 番 地 3	新城市門谷字鳳来寺 7 番地 2 7
2 (略)		
(区域運行)		
第 7 条 区域運行の路線名及び運行区域は、次のとおりとする。		
路線名	運行区域	
つくであしがる線	作手地区の区域(市長が別に定める区域を含む。)	

海老連谷線

鳳来地区の一部の区域(市長が別に定める区域を含む。)

[新設]

2 (略)

(運賃の減免等)

第12条 市長は、次に掲げる者については、運賃を割り引き、又は免除する。

(1)～(6) (略)

(7) 海老連谷線に限り豊鉄バス株式会社田口新城線の本長篠駅前停留所から滝上停留所までの間のいずれかの停留所を記載する定期乗車券を使用する者がこれを提示したときの運賃は、無料とする。

(8) (略)

2 (略)

(乗車券の種類)

第13条 乗車券の種類は、次の3種類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1日乗車券

(乗車券を発売する場所)

第14条 乗車券は、新城市役所本庁及び各総合支所において発売する。ただし、回数乗車券及び1日乗車券は、市長の指定する場所において発売することができる。

別表(第11条関係)

区分	金額
普通運賃から定期乗車券運賃(区域運行を除く。)までの項	(略)
<u>1日乗車券運賃</u>	<u>500円</u>

備考

- 布里線及び塩瀬線の市営バスを乗り継いで使用する者がある場合は、当該2路線の市営バスを1路線の市営バスとみなして、当該2路線の市営バスを乗り継い

2 (略)

(運賃の減免)

第12条 市長は、次に掲げる者については、運賃を割り引き、又は免除する。

(1)～(6) (略)

[新設]

(7) (略)

2 (略)

(乗車券の種類)

第13条 乗車券の種類は、次の2種類とする。

(1)・(2) (略)

[新設]

(乗車券を発売する場所)

第14条 乗車券は、新城市役所本庁及び各総合支所において発売する。ただし、回数乗車券は、市長の指定する場所において発売することができる。

別表(第11条関係)

区分	金額
普通運賃から定期乗車券運賃(区域運行を除く。)までの項	(略)
[新設]	

備考

- 布里田峯線及び塩瀬線の市営バスを乗り継いで使用する者がある場合は、当該2路線の市営バスを1路線の市営バスとみなして、当該2路線の市営バスを乗り

で使用する者からこの表に定める額の運賃を徴収する。

2 鳳来寺山もつくる新城線のうち、次に掲げる場合は、1回の乗車につき400円とする。

(1) もつくる新城南停留所から鳳来中部小学校停留所までの間のいずれかの停留所で乗車し、富貴停留所から鳳来寺山山頂停留所までの間のいずれかの停留所で降車する場合

(2) 鳳来寺山山頂停留所から富貴停留所までの間のいずれかの停留所で乗車し、鳳来中部小学校停留所からもつくる新城南停留所までの間のいずれかの停留所で降車する場合

3 (略)

継いで使用する者からこの表に定める額の運賃を徴収する。

2 湯谷温泉もつくる新城線のうち、もつくる新城南停留所、もつくる新城（正面）停留所、新城総合公園（東側）停留所又は鳳来寺山山頂停留所で乗車し、又は降車する場合は、1回の乗車につき400円とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) もつくる新城南停留所で乗車し、もつくる新城（正面）停留所若しくは新城総合公園（東側）停留所で降車する場合

(2) もつくる新城（正面）停留所で乗車し、もつくる新城南停留所若しくは新城総合公園（東側）停留所で降車する場合

(3) 新城総合公園（東側）停留所で乗車し、もつくる新城（正面）停留所若しくはもつくる新城南停留所で降車する場合

(4) 鳳来寺山山頂停留所で乗車し、湯谷温泉駅南停留所で降車する場合

(5) 湯谷温泉駅南停留所で乗車し、鳳来寺山山頂停留所で降車する場合

3 (略)

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、鳳来地区において市営バスの区域運行を行う等のため必要があるからである。

第 8 5 号議案

新城市国民健康保険条例の一部改正

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
第 1 1 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 <u>5</u> 項の規定による届出をせず、 <u>又</u> <u>は</u> 虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料に処する。	第 1 1 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 <u>9</u> 項の規定による届出をせず、 <u>若</u> <u>しくは</u> 虚偽の届出をした場合 <u>又は同条第 3 項の規定により被保険者証の返還を求めら</u> <u>れてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 8 6 号議案

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年新城市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
（職員） 第 2 9 条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>1.5</u> 人につき 1 人 （4） 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>2.5</u> 人につき 1 人 3 （略） （職員） 第 3 1 条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） （略） （3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>1.5</u> 人につき 1 人	（職員） 第 2 9 条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>2.0</u> 人につき 1 人 （4） 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>3.0</u> 人につき 1 人 3 （略） （職員） 第 3 1 条 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） （略） （3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>2.0</u> 人につき 1 人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>2.5</u>人につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>1.5</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>2.5</u>人につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>1.5</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>2.5</u>人につき1人 3 (略)	(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>3.0</u>人につき1人 3 (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることではない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>2.0</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>3.0</u>人につき1人 3 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>2.0</u>人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>3.0</u>人につき1人 3 (略)
---	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の新
城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2
項の規定は適用しない。この場合において、この条例による改正前の新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効
力を有する。

理 由

この案を提出するのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
い、規定を整理するため必要があるからである。

第 8 7 号議案

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 9 6 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新	旧
新城市鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例 （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鳳来卓球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第 2 条 社会体育の向上及び普及を図るため、鳳来卓球場を新城市長篠字帯掛 1 3 番地に置く。 （管理） 第 3 条 <u>鳳来卓球場</u>は、新城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。 （使用の許可） 第 4 条 <u>鳳来卓球場</u>を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 教育委員会は、<u>鳳来卓球場</u>の管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。 （使用の不許可）	新城市<u>新城武道場及び</u>鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例 （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、<u>新城武道場及び</u>鳳来卓球場（以下「<u>武道場等</u>」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第 2 条 社会体育の向上及び普及を図るため、<u>新城武道場を新城市宇西入船 6 8 番地に</u>、鳳来卓球場を新城市長篠字帯掛 1 3 番地に置く。 （管理） 第 3 条 <u>武道場等</u>は、新城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。 （使用の許可） 第 4 条 <u>武道場等</u>を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 教育委員会は、<u>武道場等</u>の管理上必要があると認めたときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。 （使用の不許可）

第5条 教育委員会は、鳳来卓球場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しないことができる。

- (1) (略)
 - (2) 鳳来卓球場又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) (略)
- (特別の設備)

第6条 第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、鳳来卓球場に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

- (1) 午前8時30分から午後0時30分まで 1, 440円
- (2) 午後0時30分から午後5時まで 3, 000円
- (3) 午後5時から午後10時まで 4, 400円

2 前項各号に掲げるもののほか、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 市内居住者（市内に在住し、在学し、若しくは在勤する者又は所在する団体をいう。以下同じ。）以外のものが利用する場合 前項各号のいずれかによる使用料の1.5倍の額
- (2) 市内居住者であって、かつ、営利を目的として利用する場合 前項各号のいずれかによる使用料の2倍の額
- (3) 市内居住者以外のものであって、かつ、営利を目的として利用する場合 前項各号のいずれかによる使用料の3倍の額

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失によって鳳来卓球場若しくはその附属設備を損傷し、

第5条 教育委員会は、武道場等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しないことができる。

- (1) (略)
 - (2) 武道場等又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) (略)
- (特別の設備)

第6条 第4条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、武道場等に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

[新設]
[新設]
[新設]
[新設]

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失によって武道場等若しくはその附属設備を損傷し、又

又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、鳳来卓球場の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

[削除]

は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、武道場等の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第9条関係）

<u>区分</u>	<u>使用料</u>		
	<u>8：30～12：30</u>	<u>12：30～17：00</u>	<u>17：00～22：00</u>
<u>新城武道場</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,800円</u>
<u>鳳来卓球場</u>	<u>1,440円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,400円</u>

備考

- 1 使用者が市内居住者（市内に在住、在学若しくは在勤する者又は所在する団体をいう。以下同じ。）以外のものである場合の使用料は、この表に掲げる使用料の1.5倍の額とする。
- 2 使用者が市内居住者であって、かつ、営利を目的とする場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
- 3 使用者が市内居住者以外のものであって、かつ、営利を目的とする場合の使用料は、この表に掲げる使用料の3倍の額とする。

附 則

この条例は、令和6年11月5日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城武道場を廃止するため必要があるからである。

第 88 号議案

令和 6 年度新城市一般会計補正予算（第 7 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 89 号議案

令和 6 年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 90 号議案

令和 6 年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 1 号議案

令和 6 年度新城市病院事業会計補正予算（第 1 号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 2 号議案

令和 5 年度新城市一般会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 3 号議案

令和 5 年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 4 号議案

令和 5 年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 5 号議案

令和 5 年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 6 号議案

令和 5 年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 7 号議案

令和 5 年度新城市千郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市千郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 8 号議案

令和 5 年度新城市東郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市東郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 9 9 号議案

令和 5 年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市吉川組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 0 号議案

令和 5 年度新城市小畑財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市小畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 1 号議案

令和 5 年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市中宇利財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 2 号議案

令和 5 年度新城市富岡財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市富岡財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 3 号議案

令和 5 年度新城市黒田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市黒田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 4 号議案

令和 5 年度新城市庭野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市庭野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 5 号議案

令和 5 年度新城市一鍬田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市一鍬田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 6 号議案

令和 5 年度新城市八名井財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市八名井財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 7 号議案

令和 5 年度新城市大野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市大野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 8 号議案

令和 5 年度新城市川合池場財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市川合池場財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 0 9 号議案

令和 5 年度新城市海老財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市海老財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 0 号議案

令和 5 年度新城市山吉田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市山吉田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 1 号議案

令和 5 年度新城市作手財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城市作手財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 2 号議案

令和 5 年度新城市病院事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度新城市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 3 号議案

令和 5 年度新城市水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度新城市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 4 号議案

令和 5 年度新城市工業用水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度新城市工業用水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 5 号議案

令和 5 年度新城市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度新城市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 6 号議案

令和 5 年度新城北設楽交通災害共済組合一般会計決算認定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 5 条第 3 項の規定により、令和 5 年度新城北設楽交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

第 1 1 7 号議案

新城市公平委員会委員の選任

次の者を新城市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	本 間 幸 子	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 1 1 月 2 8 日をもって任期満了となる公平委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 1 8 号議案

新城市教育委員会委員の任命

次の者を新城市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	原 田 真 弓	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 1 1 月 2 8 日をもって任期満了となる教育委員会委員がいるため必要があるからである。

第 1 1 9 号議案

新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市山吉田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例(平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号)第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	山 本 哲	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 0 号議案

新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市山吉田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例(平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号)第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	松 井 茂	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 1 号議案

新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市山吉田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例(平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号)第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	岡 島 利 治	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 2 号議案

新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市山吉田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例(平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号)第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	菅 沼 和 雄	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 3 号議案

新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市山吉田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例(平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号)第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	石 野 泰 志	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 4 号議案

新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市山吉田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例(平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号)第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	馬 場 重 久	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 5 号議案

新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市山吉田財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理
会条例(平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号)第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	原 田 武 幸	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 6 号議案

新城市作手財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市作手財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会
条例（平成 1 7 年新城市条例第 2 3 8 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	熊 谷 昌 紀	

理 由

この案を提出するのは、令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となる財産区管理委
員がいるため必要があるからである。

第 1 2 7 号議案

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により関係地方公共団体の協議をするため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

新城市長 下 江 洋 行

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
別表第 1 （第 4 条関係）	別表第 1 （第 4 条関係）
1 略	1 略
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
4 略	4 略
5 略	5 略
6 略	6 略

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、現行の被保険者証が令和 6 年 1 2 月 2 日以降発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。